

医 第 304 号
令和8年 7月 7日

福祉保健部内関係課長 } 様
各保健所長

医 務 課 長
(公印省略)

地域医療構想策定ガイドラインについて

このことについて、厚生労働省医政局長から別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

新たな地域医療構想は、入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携、人材確保等も含めた地域の医療提供体制全体の課題解決を図るものとして位置付けられ、2040 年を見据えた、地域包括ケアシステムの構築にも資する効率的かつ効果的な医療提供体制を構築していくという方向性が示されております。

つきましては、内容を御確認の上、貴所属関係団体等への周知について、よろしくをお願いします。

担当：医療戦略推進班 早川・堀部
TEL 2601（内）
hayakawa_s0002@pref.wakayama.lg.jp